

法第 3 1 条（浄化槽）

公共下水道又は農業集落排水事業計画区域の構造緩和

岐阜県建築基準法施行細則第 1 2 条の 2 の運用基準

「下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の公共下水道又は農業集落排水事業の事業計画のある区域で特に知事が認めるもの」は、次の全てに該当するものとする。なお、し尿浄化槽の処理対象人員が 5 0 1 人以上である建築物及び衛生上特に支障のあるものについては、適用しない。

- ① 建築物の敷地を公共下水道事業等の処理区域として取り込む予定時期と、建築物の竣工予定日（確認申請書に記載される工事完了年月日）の差が、概ね 3 年以内であること。
- ② 建築主が、建築物の敷地が公共下水道等の処理区域となった後に公共下水道等に接続する旨を別記様式の書面により誓約すること。
- ③ 関係市町村長との協議が整うこと。

別記様式

誓約書				
岐阜県知事 様				
建築主住所				
建築主氏名				
予定 建 築 物	敷地の地名地番			
	用 途	延べ面積	m ²	
	構 造	階 数	/	
	工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	浄化槽の処理対象人員	人		
上記の建築物の尿尿浄化槽については、建築物の敷地が下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）の規定に基づく公共下水道の処理区域となった場合には、速やかに尿尿浄化槽を廃止し、尿尿及び生活雑排水を公共下水道に接続することを誓約します。 平成 年 月 日 建築主 住所 氏名 印				